

下呂市監査告示第6号

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

令和8年3月26日

下呂市監査委員 都竹基己

下呂市監査委員 今井能和

令和7年度

定期監査結果報告書

(2月実施分)

下呂市監査委員

第1 下呂市監査基準への準拠

当該監査は、下呂市監査基準（令和2年下呂市監査委員告示第4号）に準拠して監査を実施した。

第2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第199条第4項の規定による定期監査

第3 監査の対象

令和7年4月から令和8年2月まで（一部令和6年度含む。）の各部課等の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査を実施した。

総務部	総務課、人事課、秘書課、プロモーション課、危機管理課、税務課
まちづくり推進部	企画課、財務課、デジタル課、まちづくり推進課
市民保健部	市民サービス課、健康課、医療対策課、小坂診療所管理課 金山病院事務局事務課
観光商工部	観光課、観光施設、商工課
農林部	農務課、林務課
建設部	建設総務課、建設課
環境部	環境対策課、環境施設課
上下水道部	水道課、下水道課
消防本部	消防総務課、予防課、救急指令課、警防課、中消防署、北消防署 南消防署
会計	会計課
議会事務局	議会総務課

第4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

第5 監査の主な実施手続

監査の対象となった財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、合規性を主眼とし、経済性・効率性・合理性の視点にも留意して、各部課等から提出された資料及び提示のあった関係書類等に基づいて、証憑突合その他通常実施すべき監査手続を実施した。

第6 監査の実施場所及び日程

- (1) 実施場所：下呂市役所下呂庁舎、下呂総合庁舎、金山病院、消防本部
- (2) 日 程：令和8年2月3日から令和8年2月12日まで

第7 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査したところ、おおむね適正に執行されているものと認めた。

なお、その都度、改善や検討を求めた軽易な事項及び改善中や具体的に改善計画のある事項については記述を省略するが、次の事項については改善または検討されたい。

1 指摘事項

(1) 火葬場残骨灰の取扱いについて

下呂市には「浄郷苑」「小坂斎場」の2箇所の火葬場がある。今回の定期監査で火葬場の管理運営状況について監査を行った。

火葬場では、ご遺体が火葬され、ご遺族が収骨された後に残された残骨及び火葬残灰（以下、「残骨灰」という。）が発生している。その中には、ダイオキシン類や六価クロムなどの有害物質が含まれている例や、歯科診療などに使用される貴金属（有価物）も含まれている例もあり、残骨灰には「残骨」や「有害物質」、さらに「有価物」が混在している。残骨灰の所有権については、収骨前のご遺族にあるものの、収骨後は自治体に移るとされている。残骨灰については、宗教的感情の対象として取り扱われる限りにおいて、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく「廃棄物」に該当しないとされている。

下呂市の残骨灰の取扱いは、故人の尊厳の尊重を第一義として遺族及び市民の感情に配慮し、適切な工程を経て供養埋葬地に至るまでの一連の業務を適正に実施することを条件として、専門業者に引き取りから供養地への納骨、永代供養の実施などを業務委託している。

しかし、残骨灰には、金・銀・プラチナ・パラジウム等の有価物が含まれている場合もあり、これらを売却して、火葬場整備や運営の財源に充てている自治体もあることから、本市においても他市の事例を調査し、有価物を売却して得た収入を火葬場の整備、維持管理費に充てるなど、有効活用について検討されたい。

(環境施設課)

(2) アグリチャレンジサポート事業における小さな担い手支援金について

市内の農地を守るため、兼業農家を「小さな担い手」として位置付け、耕作や農地の維持管理活動が地域の景観維持に資すると認める場合、その活動に必要な機械類の購入に対して「小さな担い手支援金」として市が費用の一部を助成している。

当支援金の補助金交付要綱を確認したところ、下呂市農林水産業振興補助金交付要綱、（補助対象事業等）第2条による別表に事業種目「小さな担い手支援金」、補助対象経費「市内で農業を営む個人が2戸以上で組織され、合わせて30a以上の農地を耕作する団体による農業機械等の購入にかかる経費」、補助率又は補助額「費用の3分の1以内（上限50万円）」とされている。補助対象機械、支援金額、申請回数、添付書類の明細は内規で決められている。財産処分の制限等については、誓約書を提出することとなっている。

補助金の公平性と透明性の確保、適切な手続きの明示、事業の適正な執行を図るためには、内規、誓約書で定めた内容も含めて、補助金の目的、対象、申請手続、計算方法、返還に関する規定など記載した補助金交付要綱を定めることが必要である。

(農務課)

(3) 木造住宅担い手育成事業補助金について

木造住宅担い手育成事業補助金のうち、木造住宅建築を業として営み、市内に事業所を有する法人（従業員）又は個人事業主が木造住宅建築に関する研修会及び講習会への参加、資格取得に要する経費に対して2分の1以内で補助する事業について、交付実績の確認を行った。

補助実績は2件であった。1件の補助対象経費は消費税額を控除した額、もう1件の補助対象経費は消費税込みの金額となっていた。

今回の補助金については、下呂市補助金等交付規則及び下呂市農林水産振興補助金交付要綱に補助対象経費における消費税の取り扱いについての規定の記述が無かったことから、2件の申請については、消費税の控除に関わらず申請額を補助対象経費としたとのことであった。

消費税の仕入税額控除は仕入れ控除の対象とならない事業（免税事業者等）でない限り、課税対象消費税額（預かり消費税）から期間中に支払った消費税額（支払い消費税）を消費税の確定申告により控除できる制度となっている。

補助金は消費税法上、不課税取引であり、事業者には消費税を含む補助金が交付された場合は、補助金として受けた消費税も事業者の売上に伴う預かり消費税の対象にならない。

しかし、補助金として受けた補助事業において支払った消費税は、その全部又は一部が支払い消費税の対象となるため、補助事業者は、自ら負担したわけでない補助金分の消費税については、補助事業以外における支払い消費税と併せて仕入税額控除を受けることになる。

したがって、二重の利益が発生しないよう、補助金交付規則・要綱に補助金の対象経費における消費税の取り扱いについての規定の明記が必要である。

(林務課・財務課)

2 意見

(1) 観光客受入環境整備事業における実証実験について

観光客受入環境整備事業において、濃飛横断自動車道を視野に郡上市からの二次交通の充実と、観光客の誘致の検証を目的に、令和6年度より郡上・下呂シャトルバス運行事業及び、小坂地域の路線バスの廃線、タクシーの撤廃により小坂地域の中心部からがんだて公園への二次交通の必要性の検証を目的に、令和7年度より小坂地域二次交通実証実験事業の2件の実証実験が利用者負担は無料で実施されている。実証実験の期間について確認したところ明確な期間が設定されていなかった。

実証実験の検証期間については、多くの自治体では最長2年間程度を期間の目安として設定していることから、本2件の実証実験においても、明確な検証期間を設定して、実証実験で得られた結果により、事業の必要性、費用対効果の算出、利用者負担の有り方も含めて検証を行い、本格導入の可否について検討されたい。

(観光課)